⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

⑹　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が要求する技術条件を満たすことを証明できる者であること。

3　入札書の提出場所及び問い合わせ先

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所は入札説明書のとおりとする。

問い合わせ先　〒319―1184　茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第２課

①⑥　電話080―4800―1615

②　電話080―4412―4232

③④　電話080―4619―3847

⑤　電話080―3383―2762

⑦　電話080―3469―5350

⑵　入札説明書の交付方法　機構ホームページまたは3⑴に示す場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　①②③④⑤⑥⑦　令和３年３月８日15時00分

⑷　開札の日時及び場所

①　令和３年３月10日９時15分

②　令和３年３月10日10時00分

③　令和３年３月10日13時15分

④　令和３年３月10日14時00分

⑤　令和３年３月10日15時00分

⑥　令和３年３月10日11時00分

⑦　令和３年３月10日16時00分

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　本部　入札室２

4　その他

⑴　契約手続に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書及び必要な証明書等を入札説明書に記載した期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、入札仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。

②　上記①の提出書類に基づき契約履行が可能な者であると判断した者を落札対象とする。

⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と決定する。

⑺　その他詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Makoto Ego Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑵　Classification of the products to be procured ; ①②③④⑤⑥⑦71, 27

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased ;

①　Maintenance and Support of Control Network System, 1 set

②　Maintenance for MLF computational environment in FY2021, 1 set

③　Operation and Maintenance of the Japan Nuclear Education Network Distance Learning System and the Virtual Private Network (VPN), 1 set

④　Operation of Systems for J-PARC users, 1 set

⑤　Maintenance Service of Network and Support of Sending Out Information／Information Disclosure, 1 set

⑥　Service Contract of JLAN Web System Support, 1 set

⑦　Nuclear Science Institute Facility cleaning service contract, 1 set

⑷　Implementation period ;

①②③④⑤　From 1 April 2021through 31 March 2022

⑥⑦　From 1 April 2021through 31 March 2024

⑸　Delivery place ; It is based on specifications

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have Grade A, B, C or D on the “provision of services” in terms of the qualification for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or in tenders related to the governmental agencies (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency

⑺　Time limit for tender ;

①②③④⑤⑥⑦　3 : 00 PM, 8 March 2021

⑻　Contact point for the notice ; Contract Section 2, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765―1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan.

①⑥　TEL 080―4800―1615

②　TEL 080―4412―4232

③④　TEL 080―4619―3847

⑤　TEL 080―3383―2762

⑦　TEL 080―3469―5350

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年12月28日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

契約部長　江籠　　誠

◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08

○第 02―1501―１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　①②③　71、27

⑵　購入等件名及び数量

①　財務会計システムの企画・設計・開発業務に係る労働者派遣契約　１式

②　資産管理システムの企画・設計・開発業務に係る労働者派遣契約　１式

③　契約管理システムの企画・設計・開発業務に係る労働者派遣契約　１式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　①②③　令和３年４月１日～令和６年３月31日

⑸　履行場所　仕様書による

⑹　入札方法

①　単価で行う。

②　落札の決定については、総合評価落札入札をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、当該年度における「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付されている者であること。

⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。

⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

⑹　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が要求する技術条件を満たすことを証明できる者であること。